

一般社団法人 埼玉県マンション管理士会 定款

平成20年12月1日作成
平成20年12月24日公証人認証
平成20年12月24日社団登記
平成21年11月23日一部改定

定 款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 埼玉県マンション管理士会（以下「この法人」という。）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市に置く。

(対象とする法律等)

第3条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「本法」という。）並びに本法施行令、関連する政令、省令に基づき運営する。

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子広告による広告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(社員)

第5条 この法人においては、第12条第2項第一号に定める正会員をもって本法上の社員とする。

(設立時の社員名簿)

第6条 この法人の設立時に参加した社員（以下「設立時社員」という。）の名簿は、氏名又は名称及び住所を記載の上、これに記名・押印し、この定款の別表として添付する。

(設立時理事の設置)

第7条 設立時社員は、七名以上の設立時理事を、設立時社員総会の決議により選任する。

(設立時監事の設置)

第8条 設立時社員は、一名の設立時監事を、設立時社員の過半数の決議により選任する。

(設立時理事会の設置)

第9条 設立時社員は、第7条の設立時理事で構成する理事会の設置を、設立時会員総会出席者の過半数で決する。

第二章 目的

(目的)

第10条 この法人は、マンション管理士の品位を保持し、業務に関する法令に精通しその業務の進歩改善を図るとともに、マンション管理士制度の定着及びマンション管理士業の発展と会員の活動基盤の確保を図ることを通じて、広く社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第11条 この法人は、前条の目的を達成するために以下各号に掲げる事業を行う。

- 一 マンション管理士の業務を支援する活動並びに広報活動
- 二 マンションの管理に関するセミナー・相談会等の開催
- 三 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年12月8日法律第149号以下「マンション管理適正化法」という。）第3条に定めるマンション管理適正化指針に基づく行政機関等への協力や提言
- 四 マンションの管理に関する調査、研究及び図書の刊行
- 五 裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（平成16年12月1日法律第151号）に定める手続き
- 六 会員の品格の保持及び資質の向上のための啓発
- 七 会員に対する講習会、研修会の開催
- 八 会員相互の親睦
- 九 その他上記各号に付帯する事業及び前条の目的のために必要な事業

第三章 会員

第一節 総則

(会員及び会員の種類)

第12条 この法人は、次項各号に定める会員をもって構成する。

2 この法人における会員の種類は、以下の各号に定めるものとする。

- 一 正会員 埼玉県内に居住若しくは事務所を開設しているマンション管理士登録者
- 二 準会員 埼玉県外に居住若しくは事務所を開設しているマンション管理士登録者
- 三 研修会員 埼玉県内に居住若しくは勤務しているマンション管理士試験合格者
- 四 賛助会員 この法人の目的並びに事業に賛同し貢献しようとするマンションの管理・運営等に関与する事業者

(入会の申込)

第13条 入会を希望する者は、所定の正会員及び準会員並びに研修会員「入会申込書」を、この法人の理事長（第28条に定める理事長をいう。以下同じ。）宛に提出し、理事会（第40条に定める理事会をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

2 賛助会員は、所定の「入会申込書」と別途定める審査書類を申込時に添付の上理事長宛に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の入会資格)

第14条 前条により入会の申込みができる者は、マンション管理適正化法第31条に定めるマンション管理士の登録を完了している者である正会員又は準会員及びマンション管理士試験に合格した研修会員、若しくは正会員が推薦する賛助会員とする。

2 理事長は、前項により会員資格を得た者（以下「新入会員」という。）が、入会の意志を持って、入会申込書を理事長宛に提出した場合には、入会を拒否する特段の理由がない限り、その者に対し、速やかに理事会の承認を得て、書面をもって入会の承認通知をしなければならない。

3 前項に定める通知を受けた者は、遅滞なく、社員総会で別に定める入会金（正会員並びに準会員及び研修会員に限る。）と年会費（以下「年会費」という。）を納めるものとし、納入方法は銀行振込とし、その振込み手数料は会員の負担とする。ただし、年会費は12等分し、理事会が承認した翌月から、第46条に定める決算終了月度までの月数を乗じて算出した額とする。

4 会員の資格は、前項に定める入会金と年会費の納入義務が履行され、これを第44条に定める事務局が確認することにより生ずる。

5 前項で会員が支払った入会金と年会費は理由のいかんを問わず返還請求できないものとする。

(正会員の権利)

第15条 正会員は、以下各号に定める権利を有するものとする。

- 一 社員総会に出席して提案された議事の審議に参加し、各1個の議決権を行使する権利
- 二 第24条に定めるこの法人の役員（理事又は監事）に立候補する権利
- 三 第11条に定める事業に参加する権利
- 四 この法人が保有する各種帳票類並びに会計資料を閲覧しその謄写を請求することができる権利（ただし、理事長の許可を得た場合に限る。）

(会員の年会費納入義務)

- 第16条** 会員は、この法人から年会費の請求書を受領した場合には、遅滞なく、その全額を一括して納入するものとし、納入方法は銀行振込とし、その振込み手数料等は会員の負担とする。
- 2 会員は、前項で支払った年会費は理由のいかんを問わず返還請求できないものとする。

(会員の退会)

- 第17条** 会員は、いつでも所定の「退会届」を理事長宛に提出して退会できる。
- 2 会員は、退会することにより会員としての権利を失うとともに会員としての義務を免れる。ただし、未納の年会費は納めなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第18条** 会員は、以下各号に定める事由によりその資格を喪失するものとする。
- 一 前条第1項により退会届を提出し理事長が受領したとき
 - 二 賛助会員社員が法人であるときは、破産、会社更生、民事再生、会社整理、解散したとき
 - 三 年会費を2ヵ年以上滞納したとき
 - 四 マンション管理適正化法第33条第1項に定める要件に該当し、登録を取り消された者
 - 五 死亡又は失踪宣告を受けたとき
 - 六 社員総会において特定の会員の資格を喪失させる旨の議案が提出されこれが承認されたとき
 - 七 第19条に定める除名事由に該当したとき
- 2 会員が資格を喪失した場合は、理事長は社員総会にその旨報告するものとする。

(会員の除名)

- 第19条** 会員が下記の事項に該当したときは、理事長は、義務の履行を勧告し、勧告に従わないときは社員総会の議決を経て除名することができる。
- 一 本会における倫理規定に反するもの
 - 二 業務上の守秘義務に違反したもの
 - 三 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をし、この法人に損害を与えたとき

第二節 会員名簿等

(会員名簿)

- 第20条** この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿（以下「会員名簿」という。）を作成しなければならない。

(会員名簿の備置き及び閲覧等)

- 第21条** この法人は、定款及び会員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 2 会員は、この法人の業務時間内はいつでも、会員名簿が書面をもって作成されているときは、理事長宛に当該請求の理由を明らかにして書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。上記閲覧又は謄写の請求は、下記の各号の理由により拒むことができる。また、閲覧については、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 一 当該請求を行う会員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき
 - 二 請求者がこの法人の業務の遂行を妨げ、又は会員の共同の利益を害する目的で請求を行った

とき

- 三 請求者がこの法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき
- 四 請求者が会員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を、利益を得て第三者に通報するために請求を行うとき
- 五 請求者が、過去二年以内において、会員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実に基づいて利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき

(会員に対する通知等)

- 第22条** この法人が会員に対してする通知、連絡又は催告（以下「通知等」という。）は、会員名簿に記載し、又は記録した当該会員の住所（当該会員が別に通知等を受ける場所又は連絡先をこの法人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。
- 2 前項の通知等は、その通知等が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
 - 3 前二項の規定は、第35条第1項の通知に際して会員に書面を交付する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付があったもの」と読み替えるものとする。

(会員に対する通知の省略)

- 第23条** この法人が会員に対してする通知等が1年以上継続して到達しない場合には、この法人は、当該会員に対する通知等をするを要しない。
- 2 前項の場合には、同項の会員に対するこの法人の義務の履行を行う場所は、この法人の所在地とする。

第四章 役員

(役員)

- 第24条** この法人に次の役員（理事及び監事）を置く。
- 一 理事長（代表理事） 1名
 - 二 副理事長 3名以内
 - 三 事務局長 1名
 - 四 理事 7名以上12名以内（理事長、副理事長、事務局長を含む。）
 - 五 監事 2名以内
- 2 役員は、社員のうちから、総会で選任する。また役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に應ずる必要経費の支払いと報酬を受けることができる。
 - 3 理事長、副理事長及び事務局長は、理事会により選任する。

(理事の任期)

- 第25条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 任期の満了又は辞任によって退任する理事は、後任の理事が就任するまでの間引き続きその職務を行う。
 - 4 理事が社員でなくなった場合には、その理事はその地位を失う。

(監事の任期)

- 第26条** 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 任期の満了又は辞任によって退任する監事は、後任の監事が就任するまでの間引き続きその職務を行う。
 - 4 監事が社員でなくなった場合には、その監事はその地位を失う。

(理事の忠実義務)

第27条 理事は、本法を含む法令、定款並びに総会の決議に従い、この法人のため、忠実にその職務を遂行するものとする。

(理事長)

第28条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。

- 一 定款又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項
- 二 理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること。
- 2 理事長は、通常総会において、社員に対し、前会計年度におけるこの法人の業務の執行並びに収支決算に関する報告をしなければならない。
- 3 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。

(副理事長)

第29条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

(事務局長)

第30条 事務局長は、第44条で設置される事務局を統括する。

- 2 事務局長は、毎月、理事会において所轄する事務局業務の執行に関する報告をしなければならない。
- 3 事務局長は、運営に必要な場合、理事会の承認をうけ、業務委託、雇用契約を締結することができる。

(理事)

第31条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、この法人の業務を執行する。

(監事)

第32条 監事は、この法人の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

- 2 監事は、必要があると認めるとき、本法第101条第2項の規定により理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は理事会を招集することができる。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第五章 機関

第一節 社員総会

(社員総会)

第33条 社員総会は、社員をもって構成するものとし、通常総会と臨時総会に区分する。

- 2 通常総会は、毎年1回第46条に定める会計年度終了後3ヶ月以内に理事長が招集する。
- 3 臨時総会は、次の各号に掲げる事由により適宜開催することができる。
 - 一 理事会の決議により理事長が招集するとき
 - 二 理事長が必要と認めて招集したとき
 - 三 社員総数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して開催の請求があり、理事長が招集するとき

(社員総会の招集手続)

第34条 前条に定める社員総会の招集は、少なくとも会日の2週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって社員に通知するものとする。

2 前項の通知は、この法人に対し社員が届出をした宛先に発するものとする。

3 第1項の通知をする場合において、会議の目的が第37条第3項に掲げる事項の決議であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。

(出席資格)

第35条 社員の他、理事会が必要と認めた者は、社員総会に出席することができる。

(議長)

第36条 社員総会の議長は、理事長又は理事長が指名する理事がこれに当たる。

(社員総会の会議及び議事)

第37条 社員総会の会議は、議決権総数の過半数を有する社員が出席しなければならない。

2 社員総会の議事は、出席社員の議決権の過半数で決する。

3 次の各号に掲げる事項に関する社員総会の議事は、前項にかかわらず、社員の3分の2以上であって議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

一 会員の除名

二 監事の解任

三 役員等の損害賠償責任の一部免除

四 定款の変更

五 事業の譲渡

六 法人の解散及び精算終了までの継続

七 吸収合併等の承認

八 その他社員総会において本項の方法により決議することとした事項

4 社員総会においては、第35条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。

(議決事項)

第38条 次の各号に掲げる事項については、社員総会の決議を経なければならない。

一 会員の除名

二 役員を選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払い方法

三 役員等の損害賠償責任の一部免除

四 事業報告及び収支決算

五 事業計画及び収支予算

六 入会金及び年会費の額及び賦課徴収方法

七 余剰金の取り崩し若しくは処分の方法

八 定款の変更

九 事業の譲渡

十 法人の解散及び精算終了までの継続

十一 吸収合併等の承認

十二 その他この法人の業務に関する重要事項

(議事録の作成、保管等)

第39条 社員総会の議事につき議長は、書記を選任し議事録を作成させなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の社員総会に出席した社員がこれに署名押印しなければならない。

3 理事長は、議事録を保管し、社員又は利害関係人の書類による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

第2節 理事会

(理事会)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、原則として理事長が務める。
- 3 理事長は、前項にかかわらず議長を副理事長に委嘱できる。

(理事会の招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事が5分の1以上の理事の同意を得て理事会の招集を請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

(理事会の会議及び議事)

第42条 理事会の会議は、理事の過半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。

- 2 議事録については、第39条の規定を準用する。ただし、第39条第2項中「社員総会に出席した社員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替えるものとする。

(理事会の議決事項)

第43条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 一 事業報告案、収支決算案、事業計画案及び収支予算案
 - 二 定款の変更に関する案
 - 三 その他の総会提出議案
 - 四 この法人の業務運営に関する規則、規程、細則及び方針の新設、変更又は廃止
 - 五 社員総会から理事会に付託された事項
- 2 議長は、書記を選任し、議事録を作成させなければならない。
 - 3 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(事務局の設置)

第44条 理事会は、この法人の会務を取りまとめるため事務局を設置する。

(委員会等の設置)

第45条 理事会は、会務の運営及び第10条、第11条に掲げる事業の遂行のために必要な委員会を設けることができる。

- 2 委員会に関しては必要な事項は、別に規則で定める。

第6章 会計

(会計年度)

第46条 この法人の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 理事長は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 監査報告書

2 前項の書類は、主たる事務所に10年間保存しなければならない。

(剰余金の処分)

第49条 理事長は、前条収支決算の結果として剰余金が生じた場合には、この処分方法について、理事会の審議を経て通常総会に提案し、その承認を得なければならない。

2 前項剰余金の処分は、社員にこれを分配できないものとする。

(解散時の残余財産の処分)

第50条 この法人が解散する場合には、その残余財産は、国若しくは埼玉県又は、社員総会において指定する公益社団法人に帰属するものとする。

第7章 基金

(基金の募集)

第51条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の返還)

第52条 基金の返還は、通常総会の決議によって行わなければならない。

2 基金は、その拠出後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結時までは返還することができない。

第8章 附則

(定款の発効)

第53条 この定款は、本法第13条の規定に基づき、公証人の認証を受けた翌日から効力を発揮する。

(最初の事業年度)

第54条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成21年9月30日までとする。

(設立時役員等)

第55条 この法人の設立時役員は、次の通りである。

設立時理事	伊藤茂忠
設立時理事	杉本哲也
設立時理事	加藤賢二
設立時理事	柳 英夫
設立時理事	作山吉秋
設立時理事	石村健一
設立時理事	栗原照明
設立時理事	大井次郎
設立時監事	鈴木東雄

(法令の準拠)

第56条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

平成20年12月1日

以上、一般社団法人埼玉県マンション管理士会設立のため、別表の設立時社員により本定款を作成した。

別表

設立時社員名簿

	氏名	住所	印	
1	伊藤茂忠	埼玉県八潮市大字伊草 377 番地 伊草団地 1 号棟 503 号室		
2	杉本哲也	埼玉県ふじみ野市東久保 1 丁目 15 番 20-215 号		
3	加藤賢二	埼玉県さいたま市北区東大成町 2 丁目 191 番地 502		
4	柳 英夫	埼玉県所沢市けやき台 2 丁目 2 番地の 1 リーデンスクエア所沢けやき台 407		
5	作山吉秋	埼玉県さいたま市南区辻 4 丁目 21 番 25 号		
6	石村健一	埼玉県越谷市東柳田町 5 番 3 号		
7	栗原照明	埼玉県越谷市千間台東三丁目 511 番地 3		
8	鈴木東雄	埼玉県草加市八幡町 925 番地 3 シティハイム中村第 7 コーポ 105 号室		
9	大井次郎	埼玉県所沢市松葉町 18 番 14 号		